

平成 28 年 2 月 5 日

各 位

管理会社名 サムスン資産運用株式会社  
(管理会社コード：13134)  
代表者名 代表理事社長 具 聖勳  
(銘柄コード：1313 (東証外国 ETF))  
問合せ先 (代理人) 西村あさひ法律事務所  
弁護士 伊東 啓  
(TEL. 03 - 6250 - 6200 )

## 信託契約の変更に関するお知らせ

サムスン KODEX200 証券上場指数投資信託[株式]の管理会社は、信託契約の一部を変更しましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

1. 変更決定日 : 2016 年 2 月 4 日
2. 効力発生日 : 2016 年 2 月 4 日
3. 変更の理由 : 運用報酬引下げ及び、韓国における資本市場と金融投資業に関する法律の一部改正に伴う変更
4. 変更内容 : 36 条、38 条及び附則  
(下線\_は変更箇所です。)

項目	変更前	変更後
第 36 条 (運用 制限)	① 資産運用会社は、投資信託財産の運用において、次の各号の行為を受託会社に指示することができない。但し、法令及び規則で例外的に認めた場合には、この限りでなく、次の各号に関連する法令及び規則が変更された場合には、その変更内容に従う。 1～7 省略 8 私募投資信託(私募投資信託に相当する外国私募投資信託を含む。)の投資信託証券に投資する行為 9～10 省略	① 資産運用会社は、投資信託財産の運用において、次の各号の行為を受託会社に指示することができない。但し、法令及び規則で例外的に認めた場合には、この限りでなく、次の各号に関連する法令及び規則が変更された場合には、その変更内容に従う。 1～7 省略 8 私募投資信託(私募投資信託に相当する外国私募投資信託を含む。)の投資信託証券に <b>本投資信託資産総額の 100 分の 5 を超過して</b> 投資する行為 9～10 省略

<p>第 36 条 (運用 制限) (続き)</p>	<p>② 第35条及び本条第1項の規定にかかわらず、次の各号で定める事由により、やむを得ず第35条第1項第2号、本条第1項第2号乃至第4号、第7号及び第10号の規定による投資限度を超過することになった場合は、超過日から3ヶ月以内にその投資限度に適合するようにしなければならない。但し、不渡り等で売却が不可能な証券は、売却が可能な時期までこれをその投資限度に適合していると看做す。 1～5 省略 ③ 省略</p>	<p>② 第35条及び本条第1項の規定にかかわらず、次の各号で定める事由により、やむを得ず第35条第1項第2号、本条第1項第2号乃至第4号、第7号、<b>第8号</b>及び第10号の規定による投資限度を超過することになった場合は、超過日から3ヶ月以内にその投資限度に適合するようにしなければならない。但し、不渡り等で売却が不可能な証券は、売却が可能な時期までこれをその投資限度に適合していると看做す。 1～5 省略 ③ 省略</p>
<p>第 38 条 (投資信 託報酬)</p>	<p>①～③ 省略 ④ 第1項の規定による投資信託報酬は、次の各号の報酬率に報酬計算期間中の投資信託財産の平均残額(毎日の投資信託の純資産総額を報酬計算期間の初日から報酬計上当日まで累積して合わせた金額を、報酬計算期間中の日数で割った金額をいう。以下同じ。)に報酬計算期間の日数を掛けた金額とする。 1. 運用報酬率：年1000分の<b>2.3</b> 2. 指定参加者報酬率：年1000分の0.05 3. 受託報酬率：年1000分の0.1 4. 一般事務報酬率：年1000分の0.15 ⑤ 省略</p>	<p>①～③ 省略 ④ 第1項の規定による投資信託報酬は、次の各号の報酬率に報酬計算期間中の投資信託財産の平均残額(毎日の投資信託の純資産総額を報酬計算期間の初日から報酬計上当日まで累積して合わせた金額を、報酬計算期間中の日数で割った金額をいう。以下同じ。)に報酬計算期間の日数を掛けた金額とする。 1. 運用報酬率：年1000分の<b>1.2</b> 2. 指定参加者報酬率：年1000分の0.05 3. 受託報酬率：年1000分の0.1 4. 一般事務報酬率：年1000分の0.15 ⑤ 省略</p>
<p>附則</p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第1条(施行日) 本信託契約の変更は法により訂正申告書の効力発生日に施行される。(運用報酬引下げ及び法改正事項の反映)</u></p>

以上